

神戸市情報化推進体制の整備に関する要綱

平成 25 年 11 月 29 日 市長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市における情報化を総合的に推進し、かつ情報セキュリティを適正に確保することにより、市民サービスの一層の向上を図るため、全庁的な情報化推進体制の整備に必要な事項を定めるものとする。

(情報化統括責任者)

第 2 条 神戸市に、情報化統括責任者（以下「CIO」という。）を置く。

- 2 CIOは、情報化の推進に関する事務を統括する。
- 3 CIOは、企画調整局 局長（DX担当）をもって充てる。

(CIOの所掌事務)

第 3 条 CIOの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 情報化の推進及び総合調整に関する事項
- (2) 情報化の推進に係る計画の策定及び評価に関する事項
- (3) 情報セキュリティの確保に関する事項
- (4) その他情報化の推進に関する事項

(情報化統括責任者補佐官)

第 4 条 神戸市に、情報化統括責任者補佐官（以下「CIO補佐官」という。）を置く。

- 2 CIO補佐官は、情報通信技術の専門的な見地からCIOを補佐するとともに、次条各号に規定する所掌事務を掌理する。
- 3 CIO補佐官は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する非常勤の嘱託員とする。
- 4 CIO補佐官の定員は1名とし、次の各号に定めるいずれかの経験又は資格を有する者その他これらに準ずる者であって地方公共団体の情報化の推進に関し専門的な識見を有するもののうちから、市長が委嘱する。
 - (1) 国、地方公共団体又はその他の企業等組織において、情報システム分野の実務経験を10年以上有し、管理職等のマネジメント経験を3年以上有していること。
 - (2) 国、地方公共団体又はその他の企業等組織において、情報化統括責任者又は情報化統括責任者を補佐する者としての実務経験を1年以上有していること。
 - (3) 独立行政法人情報処理推進機構が実施するプロジェクトマネージャ試験又はITストラテジスト試験、或いは公益社団法人日本技術士会が実施する技術士（情報工学部門）試験に合格していること。

(CIO補佐官の所掌事務)

第 5 条 CIO補佐官の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) CIOが行う情報化の推進に関する事務の統括に対する助言及び支援
- (2) 情報システムの最適化その他の情報化の推進のための基本的な方針又は計画の策定及び評価に対する指導及び助言
- (3) 各局室区が行う情報化に係る検討に対する指導及び助言
- (4) 情報化に係る人材の育成や確保に対する指導及び助言
- (5) 前各号に掲げるもののほか、CIOが必要と認める事項に関する助言及び支援

(任期)

第6条 C I O補佐官の任期は、1年以内で市長が定める期間とし、再任を妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 C I O補佐官に対する報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年10月条例第25号。以下「報酬等条例」という。)の定めるところにより、行財政局と協議し決定の上、支給する。

2 報酬等条例別表の規定によりC I O補佐官に支給する報酬の額は、職務を行う日1日につき34,200円(その日において職務を行う時間が4時間30分以下であるときは、17,100円)とする。

(服務及び懲戒)

第8条 C I O補佐官の服務及び懲戒に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)附則第9条の規定に基づく地方自治法施行規程(昭和22年政令第19号)第15条及び第16条の定めるところによる。

(職務を行う場所)

第9条 C I O補佐官は、本市の市役所内において職務を行うものとする。

2 C I O補佐官の職務に係る庶務は、企画調整局デジタル戦略部において処理する。

(守秘義務)

第10条 C I O補佐官は、その職務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(入札制限)

第11条 情報システムの調達に係る入札の透明性及び公平性を確保するため、C I O補佐官が現に属する又は過去2年間に属していた事業者及びその関連事業者については、C I O補佐官が指導及び助言を行う調達案件に入札することができないものとする。

(施行細目の委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画調整局デジタル戦略部長が定める。

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、行財政局と協議して企画調整局 局長(D X担当)が決定する。

附 則

この要綱は平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。